

契約の関係、それ以外のもろもろの要素を勘案して総合的に支配、従属関係の有無を判断いたします。会社法では単に「支配」という言葉ではなくて「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」と、こういう文言を使っているのですが、いわゆる「実質基準」というのを採用してきめ細かい手当てをしております。

○櫻井委員 そうすると、それをまた介護事業者に当てはめるとなると全く別の観点で、事業者が多様ですので1個1個つくっていかねばいかんということになりますね。

○神作委員 ですから本気でやるとすると、恐らくさまざまなタイプのものがありますので、さまざまなタイプごとに要件を書き分けていく。持ち分のない形態のものはそもそも会社法施行規則第3条のような形で資本関係にまず着目して親子会社関係を定義するということがそもそもできませんので、山本委員が指摘されたような、意思決定の所在はどこにあるか等を含めた更に難しいといたしますか、実質的な基準を採用するほかにないように思われます。立法的には難しい手当てが必要になってくるかと思えます。

○櫻井委員 それを例えば支配・被支配関係という形で仮に構想するとしても、もうちょっと小規模な会社の例を念頭に置くのだと思うのですが、それで考えてもかなり厳しいといたしますか、それこそ客観基準にしてやるのは非常に難しく、1個1個について、会社の実態といたしますか、組織の実態を精査した上で見ないと何とも一般化するのは非常に難しいと思われるのですが、そんな理解でよろしいですか。

○神作委員 例えば実質上のオーナーのような方がいて、その方は今理事等にもなっておられないし、出捐もそんなにしていない。しかし隠然とした影響力があるというような場合をどのように押さえるのかというのは具体的に法律で要件を明確にしていこうとすると相当難しい面はあろうかと思いますが、おおよそできないかということ、一般条項みたいなものを例えば最後に置いておくというような形で手当てすることも不可能ではないと思えます。ただ、最初に申しあげましたように、もし濫用的なものを規制するのが目的だということであるとすると、そこまで緻密にグループの概念を規定することが果たして必要なのか。つまり会社法の場合には、親子会社になりますと、例えば連結の計算書類を作成する際の範囲ですとか、子会社による親会社の株式取得の制限ですとか、親会社株主の子会社、あるいは親会社の監査役の子会社に対する調査権ですとか、さまざまな法律効果が付随してまいりますので、そういう意味ではある程度きっちりしたグループ会社の概念がないと会社法のほうは回っていかないとすることがあろうかと思えます。しかし、もし介護保険法のほうでそういう概念を設けたときにどのような点でそういった概念が法律効果を持つのかということとの関係で、処分逃れのようなものをカバーするためには、事前に過不足のない形で要件を明確化するのはきわめてむづかしいように思えます。

○櫻井委員 ありがとうございます。意見を申し上げたいのですがけれども、私自身も概念がつくるのが非常に難しそうだという感じはするわけですがけれども、ある種の組織体の自治に深く関与しないと、調査も含めて、結局そのこと自体を拒否要件に書くことは非常に難しいことで、一般条項を設けるとしても、それは同じように実態調査をしないとわか

らないことなので、変な話、最終的に裁判になってぎりぎりやらなければ決着がつかないような話ではないか。そうするとそれを行政が、要するに従業員が何人いるとか、そういう形式基準は審査することができると思うのですが、そこまで踏み込んだ形での審査能力、キャパシティの問題も含めて、そこまで要求するのは非常に困難ではないか。

それから、神作先生がおっしゃったように、まさに目的の問題で、今回のコムスン事件のように、余りたにもあからさまに処分逃れをするというのがタイミング的にも明らかな場合についてブロックするということなのでしょうから、そうだとしますと、そういうもともとの普通の客観的な指定要件の下できちんと審査をして、それに該当するか、該当しないかというところでブロックすればよろしいわけで、そこにむしろ一般条項みたいのがあって、前回も議論ありましたけれども、ある種の濫用なのではないかということになりますと、これは明文なくてもちゃんと申請受け付けないということも正当化される余地がありますので、そうするとそういう形で対応するのがいいのではないかということをお願いしたいと思います。

これはさっきの2ページ目のところに「行政処分のあり方」で、理事、役員の実任のあり方についても見直す必要があるのではないかとということとも関係しているのですが、やや属人的に見ているので、何か札つきのワンマンの人がいますよと。これが何か裏でいろいろ操ってほかのところでもやっていますというのを規制したいという気持ちはわかるのですが、介護事業自体の将来性といいますか、もっと発展していってほしいということからすると、そういう大手の企業が入ってくることは悪いことでは全くないので、そうすると会社法そのものでも非常に難しいということになりますと、こういう形で拒否要件の中に入れるというよりは、むしろ指定のところできると。そして客観的な何か問題があったときに行政がきちんと関与すると。問題があれば、最終的にはきちんと事後的な処理を当該会社にさせればよろしいということになるわけで、だから行政が余り事前予防的に関与しすぎるとコストパフォーマンスが悪いし、なかなか目的も達しにくいところがあるのではないかと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。

○阿曾沼老健局長 ちょっといいですか。

○遠藤座長 はい、どうぞ、局長。

○阿曾沼老健局長 ここのところは、今、法律家の先生方から御議論いただいている中で、私どももいろいろ思うところがあるのですが、今回私どもが一番苦勞したポイントの1つであるんです。最初、コムスンを新規に更新しないようにという形で各都道府県に通知をしたわけですけど、そうするとコムスン側が同じグッドウィルグループの中の西日本シルバーサービスという別な会社に譲渡しますという決定をして発表したわけですね。そうしますとメデシアの反応もそれは処分逃れであるということがありまして、それから、各県の知事さんの中には、それは指定をしないとおっしゃる方も翌日いらっしゃったわけで、逆に言うと、今の介護保険法上の明文の規定があって、これは指定の更新をしないという

ことができるかどうかということについては、厚生労働省の中でもいろんな議論がありまして、必ずしも明文の規定がないので拒否できないのではないかという議論と、いや、濫用に当たるので、悪質だからこれはできるのではないかという両論はあったわけですが、しかし文理的な解釈としてできるかどうかということについては非常に疑問があったものですから、いろんなことを総合的に考えまして、翌日に事業譲渡については凍結をしてほしいという形で私が要請をしたわけです。

それはいろんな意味での苦肉の策といいますか、現行法上必ずしもそれがはっきりしているかどうかははっきりしないけれども、非常にグレーな問題であったものですから、強力な行政指導するという形でとにかくとめてくれと。それはコムスン側の判断はそれなりに尊重するけれども、世の中はかなり尊重してないということだから、あるいは利用者の立場やいろんな折り合いを考えると唯一の選択肢は凍結をするということしかないのではないかというのが私の判断だったのです。

ただ、そういう形で個別に判断をしていくことが今後もいいのかどうかというのは大変反省がございまして、できるならば、ある程度明確なルールを決めたいなど。ただ、明確なルールが決められなくても、例えばどこまでが悪質な経営者として認定される場合にはこういった対応をするとか、ある程度幅があっても裁量の余地を定めていくようなことを決めておいたほうが今後のためにもいいのではないかという気がしたので、こういう検討会をつくって御議論いただきかったわけです。

といいますのは、後ろのほうの利用者のサービスの継続とも連動いたしますけれども、その瞬間に利用者の方々にも動揺が走るんですね。それから従業員の方にも動揺が走るので、先のことですからというわけにいかないわけです。要するに一瞬の判断が要求されることなので、そういう不測の事態に対応できる、完璧な法体制は無理だと思いますけれども、ある程度の法的な準備というものを是非御検討願えればというのが私どもの率直な気持ちであります。

○遠藤座長 ただいまお話がありましたので、それを受けてということではありませんが、もうしばらくこの議論を続けたいと思います。法律家以外の方の御意見もちょうだいできればと思います。法技術的なことの制約にとらわれない、健全な常識でどう判断するかということでも結構でございます。あるいはもちろん法律の専門家の方の追加の御意見でも結構でございますので、山本委員どうぞ。

○山本委員 先ほどの局長までの御意見を伺って感じたのですが、いずれにしてもこの問題は、改めて法人グループに対して、例えば指定を受けなければいけない義務を課すとか、事前に何らかのことをしなければならぬ義務を課すというよりは、事後規制でありまして、何か問題事例が発生した場合に、本来問題を起こした法人が指定取消を受けるようになったのだけれども、それを逃れると。処分逃れをするために同じグループ内に事業譲渡をしようとしたという問題ですので、問題が起こったときの対処としてどのようなものが考えられるのか。逆にその目的を達成するために必要な限度での法規制を考えれ

ばいいということからすると、神作先生などもおっしゃったように、濫用的な事例についての対処の法規制を考えるアプローチは当然あり得ると思うわけですね。

いずれにしましても、今回の事例でも、コムスンならコムスンの各事業所のレベルで違法行為の意思決定がなされていたわけではなくて、広域的に統一的な方針が指示されていて、それに基づいていろんな事業所で同じようなことをやっていたということでありまして、そういった実態はそういう事例が発生したときに、例えばヒアリングをやるとか、事業所から文書を提出させるといった事実調査の過程でかなり認定できる部分もあるのではないかと。

そのような調査を行政当局がやって、総合的に見て、この事例は本社なりグループのトップから来ているのだと。例えば事業譲渡なりしようとしているときに、それは脱法的な目的でやっている非常に濫用的な事例であると認定できる場合に、同一グループ内のほかの法人について指定取消なり更新拒否ができると。濫用的な場合に限って例外的にグループ内のほかの企業も対象とするというアプローチをとることは考えられるのではないかと思います。

○遠藤座長 櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 濫用形態についてどう対応するかということですが、状況はよくわかるつもりなのですが、情報公開法でも大量請求がやたらと来ていまして、しかも同じような話ばかりなのですね。それをどう処理するのかというのが全国的に、国レベルでもそうですが、大きな問題で、これは申請の濫用の形態なのですね。

これはもともとは情報公開法をつくり出すときには、申請権の濫用条項を入れるのが普通なのではないか。濫用と認められる場合には却下することができるというような条文を入れるべきではないかという議論がありまして、外国法でもそういう例がむしろ多かったのですが、それを一般理論でできるからということ、あえて条文に盛り込まなかったという経緯があります。

ところが実際の行政実務からしますと、条文がないと、濫用だから受け付けませんよなんていうのはなかなか現場の判断としてやるのは厳しいものがありますし、ある意味で判断のリスクを負うことになるので、現実には動くものをつくるということでもいいですと、何かしらブロックできるような規定を1本設けておくのは1つの現実的な判断として私はやるべきだったと思っているので、何らかの条文をつくることについてはむしろ好ましいのではないかと思います。

そのつくり方なのですが、ダイレクトに申請権の濫用的な話で対応するとしますと、きょうチェックしておけばよかったのですが、たしか都市緑地法かと思いますが、2つくらい例があるんです。そういう濫用形態のときには、それは請求の棄却だったかと思うのですが、請求を認めないという条文が現実にあって、濫用が想定されるような場合があるものですから、そういうのを現実に明文化しているものもあります。

介護保険関係ですと、今回のコムスン事件みたいな話があって、どうもこれは濫用っぽ

いなという疑義があるような場合については、指定権者の判断そのものは変えなくていいと思うのですが、疑義がある場合には、例えば国と協議をするという条文を1本入れるとか、あるいは手続的に特段の理由があるときには、ちょっと山本先生も言われましたが、特段の特例を設けて審査をする。ヒアリングをかけるとか資料を提出させるとか、どういう形で事業をやるつもりなのかというような手続を1本入れるという中2階的な措置だと思うのですが、そういうテクニックもあるかと思います。要するに自治体が迷っていますから、国を含めて議論ができて、いいからやれと、行けるということをちゃんと後押ししてあげる仕組みがあることが大事なのではないかと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。ほかに、狩野委員どうぞ。

○狩野委員 介護保険法の70条の第2項第6号に、事業者の指定をしてはならないという規定があって、その中に、要は申請者、人に着目をして「当該法人の役員……」、その後括弧書きで非常に細かく規定されているのですが、(業務を執行する社員、取締役、執行役又これらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者)と認められる者が申請してきたときには指定をしてはならない」と規定をされています。

私は基本的にここをうまく活用して、グループ会社からの指定申請を拒否できるような条文を工夫して入れられないかと思います。人に着目をする「支配力」という言葉で非常に厳しく規定をしているわけですから、この条文を使った別の項目を起こすのか、ここで解釈をするのか、技術的な問題はまた御検討いただくとしても、考え方としてはここで個人については非常に厳しく規制しているわけですから、同等にグループ会社についてもこういったやり方で規制ができないのかなと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。ほかに関連しまして御意見ございますか。神作委員どうぞ。

○神作委員 ただいまの御発言に対して1点だけ、これはまた会社法の観点からなのですが、会社法の場合は、例えば100%株式を持っているという場合に、親会社が子会社を本当に一から十まで完全に指揮してコントロールするというケースもあれば、逆に子会社に非常に広い自治的な権限を与えて自由に経営させるというタイプもございまして、単に株式の保有関係がどれくらいだからといって、ただちに権利濫用に当たるような営業譲渡かどうか、事業譲渡かどうかを判断するのはなかなか形式的には難しいと思います。その点、人に対する場合はわりかしストレートに支配力を行使していれば、影響力をそのまま受けているだろうということが言えると思うのですが、資本関係ということになってくると直接的な人的関係よりはリモートになってくるような気がいたします。

そこが立法的にはなかなか気をつけなければならない点だと思うのです。余り厳格に規律してしまいますと、さまざまな法人格やさまざまな法形態を活用しつつグループの中で柔軟かつ効率的な経営を実現しようという1つの大きな流れに対して過剰な規制にならな

いような留意が必要ではないかと思っております。

○遠藤座長 貴重な御意見ありがとうございます。実際に条文として入れる場合にはいろいろ問題があることは法律の専門の方々から御指摘いただいたとおりですが、グループの定義も非常に難しいわけですが、グループ内での事業譲渡等々についての一定の制限を課すことについては御同意を得たと考えてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○遠藤座長 ありがとうございます。

では、あといろいろ難しい問題もありますので、それはまた今後の検討という形にしたいと思います。

3番でまだ何かございますか。②は事業の休廃止の届出を事前届出制にするべきだと、こういう御意見が複数の委員、あるいはヒアリングの中で出てきておりますので、これは合意が形成されていると考えてよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○遠藤座長 ありがとうございます。

また、役員の範囲の問題もありますが、それはただいまの法人をどうとらえるかという問題とも非常に関連する話でもありますので、そういう議論の中でまた再度御議論いただく形にしたいと思いますが、何かこの役員について、今お話ししたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、時間も迫っておりますので、4、5と2つ残っておりますが、重要なのは5のほうでございますので、順番を入れ替えさせていただきますして、5番目の「事業廃止における利用者へのサービス確保について」ということについて御意見をちょうだいしたいと思います。

(阿曾沼老健長退室)

①につきましては、今と同じような話でありまして、事前届出制にするべきだということで、これも複数の方からの御意見でありますので、これについても合意の形成が見られていると解釈してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○遠藤座長 そうしますと問題は②の利用者サービスの確保ということをどう考えるかということで、ここに書かれている内容は、複数の意見をまとめているわけですが、当然一義的には事業者が責任を負うべきだということですが、しかし行政の関与もあってよろしいのではないかと。具体的な案としてはこんなことが出ているということで、承継事業者のあつせん、第三者が参加する委員会による選定、あるいは措置制度を利用しようと、そんなことが御発言の中で具体的な案として出てきたということです。最終的には自治体がセーフティネットとして責任を持つべきではないかと、こういう流れでここには書かれていますが、これについていかがでございましょうか。

①の一義的には、事業者が責任を持つべきだと、これは当然な話だと思いますが、行政

の関与のあり方をどう考えるかということが議論になるかと思います。御自由に御意見いただきたいと思います。

○狩野委員 介護保険事業者は一般的に廃止や取消になるときにどうするかという一般論ではなくて、今回のように広域事業者が指定取消等を受けて、しかも連座制等でも非常に影響のあるような事態になるときの仕組みと考えますと、何らかの形で行政が関与せざるを得ないだろうと思います。それは今回コムスの事後処理の中であったように、後継の事業者をどう選定をするのか。最終的には事業者の判断で決めるわけですが、そのプロセスで第三者委員会を設置して公平公正に後継事業者を選定するとか、そういうプロセスを何らかの形で明記をするのは必要ではないかと私も思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。ほかにございますか。木間委員どうぞ。

○木間委員 今回の事件の対応は市によって異なると思いますが、幾つかの市の例ですが、市が、地域の事業者にファックスなどで、コムスの利用者の受け入れを依頼しただけではなく、ヘルパーの雇用についても受け入れるようにと、すぐ連絡をしたようです。先ほど申し上げました、市町村の問題とかかわるのですが、市民と直接かかわる保険者は利用者の不安を回避するために、またサービス量を確保するために迅速に対応していたという例を幾つか見ました。

もう一つ、事業者が撤退しましても、厚生労働省の方には申し訳ないのですが、余り心配はしていなかったのです。なぜならば、例えば山奥に利用者はいますが、そこに行っていた介護職の人はいるのですね。その人たちに何らかの組織、NPO法人のような組織を作ろうという働きかけがありました。北海道の利尻は困っているとマスコミが報道しているときに、「自分たちが利尻に行って法人をつくるように指導します」という頼もしい介護職の人たちにもお会いしました。そういうことが起きていました。

では、そういう人たちに任せておけばいいのかというところではないと思います。保険料と税金で9割が賄われている介護保険制度なのですから、行政が最終的に責任を持つということではなかったら国民は安心できないと思います。今回の事件は厚生労働省が計画を提出させるといったこと等があり、監視していたことが、お年寄りたちも、またその家族も安心につながったのではないかと思います。そういう意味で行政の責任ということが必要だと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。最後のセーフティネットとして行政が関与していることが国民にわかることがこの制度自体の安定にもつながると、そのような御趣旨だったと思います。ほかにございますでしょうか、小島委員どうぞ。

○小島委員 前も同様のことを発言させていただきましたけれども、小さい規模での取消はときどきあることでございまして、そういうときも私も行政は承継事業者をあつせんするようなことはふだんからやっではいるのです。ただ、今回のような大きな規模になりますととても対応できないということで、それを組織的に対応するようなことをきちんとシステムとして確保していくのが必要かと思います。そのためには組織として、多分承継

事業者を探し出すということをやろうとしますと、居宅サービスの事業者、施設サービスの事業者、ケアマネさんとか、そういう関係者に集まっていただく委員会のようなものを常日頃から設置し、関係者が一堂に連携を保つことが重要で、それを県域のレベルでしたら県が音頭取りをして、いざといったときにはさっと集まっていただいて承継事業者の相談をするといったことをやっていく。もっと広域だと国ベースで、というように規模・レベルによってさまざまな仕組みが必要かと思いますが、そういうものを持っておれば対応しやすいことは間違いのないわけですので、関係者による委員会のような仕組みを盛り込んでおくというのが1つのセーフティネットになるかと思っております。そんな工夫をお願いしたいと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。ほかにございますか。この文章の中には、措置の活用などというものもあるのですが、措置制度の活用ということについて何か御意見はございますか。緊急時にしばらく税金で運営しようということになるかと思えます。櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 ストレートに措置の活用ということになるかどうかかわからないのですが、この話は、介護事業の性質をどう考えるのかということとかかわっていると思うのですが、いろんな事業があって、鉄道事業のような公益事業そのものではないのだけれども、民間も入ってくるし、株式会社も入ってくるし、しかし自治体もやっている。大もとは自治体なのでしょうが、そういう混在した中でグラデーションはあるけれども、多かれ少なかれ公益性が比較的強い業種だと思うのですね。そうするとそういう公益性のある事業については、例えば水道法の法律をちょっと見てみたのですが、水道用水の場合は緊急応援という仕組みがありまして、条文だけ申し上げると、40条というのがあるのですが、水道は御承知のように市町村が基本で、しかし認可事業者もやることができるという仕組みだったかと思いますが、緊急の場合で「公共の利益を保護するために必要な場合には都道府県知事が他の水道事業者に対して水道を供給すべきことを命ずることができる」という条文があって、しかし知事がちゃんとやらないときには厚生労働大臣がそういうことを知事に対して、そういうことをやれということを示しなさいと言った上で、それでも県が動かないと厚生労働大臣が自分でやりますよというような条文があって、ただ、そのときにやらせるわけですから、その場合、供給条件がどうなるかということについては裁定制度というのが4項で設けられていまして、この場合は対価の増減請求みたいな手続があるのですが、最終的には裁判所で争いましょうねというので、一種の当事者訴訟に最終的にはなるということになっています。私は基本的には任意のあつせんみたいなものが先行すべきだと思いますが、仕組みとしてはそういう形でやらせるといいますか、そういうものを用意しておくことは制度としては多分必要なのではないかと思うのです。

ただ、いきなり命令するというのが、水道事業とやや違うのは、本当に純粋な民間会社も入っているということで民的な要素がございます。道路公団の民営化のスキームがあるのですが、あれは変なスキームなのですが、一応民間会社ということになったので、無理

やりやらせることは難しいものですから、しかし事実上やらせるのです。そうすると、やっってくださいと言って、嫌だと言った場合には、嫌だと言ったほうが正当理由を疎明するみたいな手続になっているのです。やんわりと、相手方の自主性を尊重するという形をとりながらやっていただくという仕組みです。強力な行政指導というか、実質的には命令と変わらないといえますか、そんな仕組みもあるので、この事業の性質に見合った形での似たような仕組みを考案することはあり得るかと思えます。

○遠藤座長 ありがとうございます。別の先行事例を引いていただきましてつくことも可能であるという御意見だと思います。ほかにございますでしょうか。あくまでも民間の事業者をある意味でサポートする形にもなるわけですから、これは特殊な、先ほど狩野委員が言われたように、広域で連座制にひっかかったというような特殊事情に対するという特例的な状況を考えているので、単なる経営の失敗をということではないことは大前提になるわけですが、何かございますか。

それでは、利用者のサービス確保につきましては、そのような御意見が出たということです。基本的には、したがって、ここに書かれているような内容の制度を整備するべきではないかという合意が得られたと考えてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○遠藤座長 あと、5番のサービス確保につきましてはほかに何か御意見ございますか。1つは、議論しませんでしたけれども、更新期限まで間がない場合には有効期限を延長するなど弾力的な運用もあっていいのではないかという話ですが、これは余り反論はないのではないかと思ったのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○遠藤座長 ありがとうございます。では、この方針も基本的にはお認めいただいたということですね。

それでは4番、「法令遵守等に係る体制の整備」について御意見いただきたいと思えます。ここでは情報の開示の制度を充実させることと、インセンティブも与えることが必要なのではないか。あるいは法規制以外のチェックも必要なのだろうという話が①でありまして、②は法令遵守関係のセクションなどの設置を義務づけたらどうかという話だと思います。神作委員どうぞ。

○神作委員 法令遵守、とりわけ内部統制体制の構築に関しまして、私は1番の論点と関係しているのではないかと考えておりまして、それはどういうことかと申しますと、例えば法人単位で内部統制はきちんとつくってそれを運営しつつ一応合理的と見られる運営はしている。ところが、例えばある事業所がそれにもかかわらず何か違法行為をしてしまったという場合があると仮定します。このような場合に必ずしも連座制を適用するのは酷なケースがあり得るのではないか。この2ページの④のレジメのところに「組織的な関与の度合い」ということがありますけれども、組織的な関与の度合い、あるいは不関与の度合いというのは、内部統制ということと非常に密接に関連しているという文脈で、私は、

多分この点について発言させていただいたことと記憶しております。

ここで1点、補足させていただきたいと思いますが、先ほど山本委員が、1番の規模に応じた規制を、むしろ3番の論点と関連してお話しされたと思いますが、これは多分私の発言ではないかと思いますが、私が規模により規制のあり方を変えるべきではないかといったのはむしろ4のことを念頭に置いておきまして、1と4とを関連づけて、例えば自主点検を義務化したり第三者評価等を活用する際には、当該事業者や事業体に対して与える影響がありますので、規模の小さいところに余り無理なことを押しつけるのはどうかという観点から、4番の議論をする際には、とりわけ規模の基準を考える必要があるのではないかと、そのような趣旨で申し上げたつもりでございますので、その点、補足させていただければと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。先ほど私、①と②を間違えて発言したようで、申し訳ありませんでした。それでは、ただいま神作委員から①について管理体制を義務づけるということについて御発言いただいたわけですが、規模が大きいところで、やるだけの余力のあるところに義務づけるということについては、反論はございますか。それをつくっても、それが実行できるかどうかという問題はまた別の問題ですが……神作委員どうぞ。

○神作委員 何度も申し訳ありません。私はつくるべきだと考えているわけでは必ずしも実はなくて、ただ、会社法や一般社団法人法では内部統制構築義務が法律上義務づけられておりますので、それ以外の法人について、もし法の欠缺あれば導入する必要があるのではないかとも思っているのですが、基本的には内部統制というのは自治的といいますか、自律的な話ですので2つに分けて議論する必要があると思うのです。つまり会社法のように、そういった内部統制構築義務が義務づけられていない法形態を使ったときにどうするのかという問題と、他方で、たとえ会社法によって内部統制構築義務が義務づけられていても、介護保険法の趣旨、目的から何か特別に、要は会社法にプラスアルファする形での何らかの特則と申しますか、ガバナンスについての特別なルールを設ける必要があるのかという点について議論を詰める必要があるのではないかという趣旨でございまして、必ずしも入れなければいけないと考えているわけではございません。

○遠藤座長 ありがとうございます。義務にするのか、努力義務にするのか、何にするのかということだと思いますが、御意見でございますでしょうか。櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 今の御意見に連動して申し上げたいのですが、おっしゃるとおり一律に義務化するという必要までは必ずしもないのではないかという気がするのですね。業種が多様ですので、それも踏まえないといけないということなのですが、4ページ目の一番上の「○」でインセンティブの話が出ていますが、悪いこと言わないので是非インセンティブは設けてほしいというのが私の強い意見でございます。規制強化だけではとてもやりきれないので、そういういい内部統制ができるような組織体制を整えていると認められて、いいサービスが提供できると認められるようなところはインセンティブを供与して、それぞれの実情に応じてそういう組織体制を促していく仕組みをつくるのが最もよろしいのではな

いかと思っています。

前回、私インセンティブで、指定の更新のところで期間のことだけ申し上げたのですが、これはそれぞれの業者の方にむしろアンケートでもとったほうがいいと思うのですが、要望の強い、ここを直してほしいというのがいろいろあると思うのです。例えば申請書類を少なくしてほしい、手続を緩和してほしい、応答があるまでの期間を短くするとか、そういう実務上のメリットといいますか、そういうのをのせてあげると、じゃあちょっとやろうかということになるので、期間に限らずインセンティブは幾らでもあり得るはずなので、そういう形で仕組みを持っていくことを是非御検討くださいということでございます。

○遠藤座長 義務化するのではなくインセンティブと抱き合わせる形で普及させていく方法もあるのではないかと、そういうことですね。

○櫻井委員 はい。

○遠藤座長 ありがとうございます。狩野委員どうぞ。

○狩野委員 私はちょっと意見が違まして、事業所や事業者の規模によって義務化するかどうかということではなくて、事業に参入する以上は、その事業者が非常に大きい組織であろうが小さい組織であろうが、当然兼務になるわけですが、法令遵守を所管をする管理者が実質的になるのでしょうか、そういったものを設置したり、自主点検、自己点検をするというのは義務化をすべきだし、小さい事業所であっても、そういうきちんとしたコンプライアンスを守って介護保険事業をやっていくのは当然のことだと思うのです。そこら辺は余り事業所の規模で区分けをしないほうがいいのではないかと思います。

インセンティブに余りならないのですが、例えば介護サービス情報公表にはきちんとそういうものを、ここはこういう人が法令遵守担当者として設置をされていますとか、自主点検の結果はこうなっていますというような項目を入れて利用者の方がきちんと情報が把握できるような仕組みでインセンティブを与えるのも1つの方法ではないかと思えます。

○遠藤座長 ありがとうございます。法令遵守担当者を兼務で置くのであれば、それほど大きな事業者にとっても負担ということでもないだろうということで義務化したらどうか、そういう御意見だと思います。ほかに御意見ありますか。小山委員どうぞ。

○小山委員 済みません、多分報告書みたいなものをつくると思うので、今回の事件で、大規模で、広域で、不正事業者による処分逃れがあったと。行政は、厚生労働省というか、老健局さんも都道府県の皆さんも大変御苦労された。一番重要なことは想定外ですから、想定した上での再発防止のルールをつくりましょうと。それはですから処分逃れだという場合には何々できるみたいな法律改正になるのか、規則にするのかよくわかりませんが、ただ、何をやるにも立法技術上かなり難しいという御専門家の先生方のお話は私もそうなのではないかと思っております。

基本は、法律的な問題もあるのですが、不幸にしてこういう事故が起こってしまったと。傍若無人な企業があったということですね。もしそうだったら、介護保険関係者が事業者も行政も、あるいは被保険者ももう一回考え直して、みんなで再発防止をしましょうね

ということを書いてもらわないと、国民の視線から見れば、何をやっているのだという話になるのだと思うのです。ですからみんなで再発防止のためにやろうということになると、事業者さんのほうも、罰則強化とか、規制を強化するとはとられたくもないし、逆に今のルールを緩和するということでもないと思うのです。

私は是非、もし文書をつくる際には、介護保険事業者も介護保険施設も、まず1つは、管理者の要件が決まってないので、管理者についての要件は別のところで考えてほしいと思いますし、サービス提供者の側は自主規制を促すという、自主規制頑張ってくださいねというエールを送るべきだと思うんです。それは各企業にとっても生き残りをかけて自主規制をしないとイメージ悪くて、何か勝手なことばかり言っている。だから自分たちでも自己規制しますし、第三者評価も活用しますし、介護サービス情報公表のものにも、介護保険事業者はこぞって「みんなで協力しましょうね」みたいな話を、何の法的根拠もないのですが、再発防止という意味では、介護保険関係者が一丸となって再発防止を考えているのだというメッセージを発信しないといけないので、そんなことがもし書けるのだしたら、最後の有識者会議の報告書の中に是非盛り込んでいただきたいという要望だけさせていただきたいと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。報告書の中に入れていただきたいと考の御提起でした。ほかにございますでしょうか。④でなくても、ほかのところで言い残したところがあれば、まだ若干議論の時間がありますので、あるいは全体的なお話でも結構です。

○狩野委員 1点よろしいですか。

○遠藤座長 狩野委員どうぞ。

○狩野委員 前の会議のときにも発言をさせていただいたと思いますが、事業者指定の新規の指定のとき、更新のときに法令遵守等の研修を、事業者の代表者あるいは事業所の管理者に対する研修を指定基準の中にきちんと明記していただいてやるべきではないかと思っています。私も東京都は独自に新規指定時の研修をやっているのですが、残念ながら約半分の事業者さんはお見えになりません。約半分は逆に出席をいただいています。更新研修も来年の3月から始めますが、これも更新研修を受講しなければ更新をできないという義務づけではありません。いわゆる指定基準の改正で済む問題だと思いますので是非御検討いただければと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。事務局はその話、そのように受けとめてください。ほかにございますか。本日、5つのブロックに分けていただいたものを御審議いただいたのですが、方向性が半ば固まっているものもありますし、まだ議論を詰めなければならぬものもありまして、その辺の区分けがはっきりしたのが本日の1つの成果かと思いますが、しかし問題意識はかなり共有化されたということは伝わってまいりましたので、今後これを更に深めた議論をして成文化していきたいと思います。

では、本日の議論はこれぐらいにさせていただきます、本日御審議いただいた内容を次回まで事務局でまたまとめさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、特段何か皆様からなければ、これもちまして、第4回の有識者会議を終了したいと思いますので、事務局から連絡事項をお願いします。

○古都振興課長 本日貴重な御意見種々賜りまして誠にありがとうございました。今、座長から更に議論の整理をということでございますので、また議論の整理をさせていただきたいと思います。その過程で発言の内容等をまた御確認させていただいたりということも準備段階ではさせていただきたいと思いますので、またよろしく御協力をいただきたいと思います。

次回の日程につきましては、また、先生方の日程をお伺いした上で、追って御連絡いたしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○遠藤座長 ありがとうございました。